

韓国知的財産ニュース 2019年3月後期

(No. 387)

発行年月日：2019年4月1日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改訂法律案
- 1-2 特許庁、バイオヘルス分野におけるイノベーション技術保護のための特許審査制度の改善

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、銀行業界の青年創業財団（D. CAMP）と提携してスタートアップ育成に拍車をかける
- 2-2 中小・ベンチャー企業製品－サービス融合成功モデルを作る！
- 2-3 特許庁、製薬協会懇談会を開催
- 2-4 特許庁－WIPO 共同オンライン知的財産教育課程を運営
- 2-5 特許顧客との疎通のための企業顧客懇談会を開催
- 2-6 知的財産で地域を活かしてこそ韓国経済が、また立ち上がる
- 2-7 未来市場の先取りのための知的財産エコシステムのイノベーションに乗り出す
- 2-8 AI など 13 大未来産業の大規模特許を分析して国家 R&D 戦略を反映
- 2-9 特許取消申請、安定的に定着され、利用が活発

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁が知的財産権侵害犯罪を根絶する！
- 3-2 特許庁、香港に海外知識財産センター（IP-DESK）開所

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 最も古い食堂の商標は
- 4-2 デザイン知的財産創出を通じて産業革新成長をけん引

その他一般

- 5-1 特許顧客相談センター利用客が1,000万人を突破！

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律案

議案情報システム (2019.3.18)

議案番号：19282

提案日：2019年3月18日

提案者：共に民主党 イ・フン（李黨）議員外9人

<提案理由および主要内容>

米国、欧州など主要国では特許権者の許諾なしで特許発明を実施する行為を直接侵害と規定して禁止しており、直接侵害ではないがそのまま放置すれば直接侵害につながる行為を間接侵害と規定して禁止する一方、間接侵害の範囲を持続的に拡大することで、特許保護の実効性を高めている。

一方、韓国の間接侵害に関する規定は専用物（専用物、特許発明の生産にのみ使う物）を対象にしているため、特許保護の範囲が主要国に比べて過度に狭いと批判が指摘されていた。

例えば、特許製品をスキャニングした3Dプリンティングデータを伝送する行為は物の譲渡ではないため、特許として保護できない、特許発明以外の用途がある物は専用物ではないため、特許侵害に使うために生産・譲渡などをしても特許として保護できない、特許製品を侵害することができるように製造法を教える、又は設計する行為は侵害に使われる物を直接的に提供しないため特許として保護できない。

これを受けて、専用物でない場合も間接侵害の適用対象とすることができるように間接侵害の範囲を拡大するとともに、範囲の拡大に伴う無分別な適用を防ぐために故意性を持つ場合にのみ適用させることで、特許権者に対する保護を強化するためである（案127条）。

1-2 特許庁、バイオヘルス分野におけるイノベーション技術保護のための特許審査制度の改善

韓国特許庁 (2019. 3. 18)

-カスタマイズ型精密医療技術の特許保護の機会を拡大-

韓国特許庁は、第四次産業革命時代に合わせて患者カスタマイズ型治療剤およびデジタル診断技術が特許を受けられるようにし、知能型新薬開発関連技術に対する特許付与基準を明確にすることを主な内容とする特許・実用新案審査基準改正案を策定し、3月18日から施行すると明らかにした。

これまでは、特定の遺伝子を持つ癌患者に限って顕著な治療効果をあらわす標的治療剤が開発しても、その成分と対象疾患が同一な先行技術があれば、特許を獲得することが難しかった。

しかし、改正案によると、遺伝体情報のようなバイオビッグデータを活用し、特定の薬物に感応性の高い患者群を見つける発明を特許として認め、同じ成分を持つ同一な疾患の治療剤でも特定の患者群に限って顕著な効果が見いだされることを確認できる場合には、特許を獲得することができる。

また、身体の診断方法は、医療行為（※）に該当するため、特許を受けられないことが原則であるが、バイオビッグデータの処理方法などのコンピュータ上の情報処理方法に該当する診断技術は、医療関係者によるものではない限り、医療行為に該当しないことを明確したことで、特許で保護を受けられるようになった。

（※）医療行為が特許権により、制限されないよう、人道的理由での医師の手術、治療、診断方法に対しては、特許を付与しない。

また、知能型新薬開発と同じように、バイオ-ビッグデータ-人工知能の技術が融合されたイノベーション技術の場合、これまでコンピュータ発明として見なすか、医薬発明として見なすか、その基準が成立されていなく、特許獲得の可否を予測することが難しかったが、人工知能で新薬を探索する方法は、コンピュータ発明の審査基準を適用するようにし、人工知能で開発された新薬が特許を受けるためには、化合物発明と同じように製造方法もしくは薬理効果を明細書に記載することとした。

特許庁特許審査企画局長は、「今回の特許・実用新案審査基準改正は、新たな産業と付加価値を創出できるバイオヘルス分野の特許付与基準を確立し、新技術に対する特許保護の機会を拡大し、審査結果に対する予測可能性を上げることに焦点を当てて推進した」と明らかにした。

今後も、特許庁は、産業界と疎通し、急速に発展している人工知能、ブロックチェーン、拡張現実のような新技術に対しても、特許付与基準を確立していく計画である。

関係機関の動き

2-1 特許庁、産業界の青年創業財団 (D. CAMP) と連携してスタートアップ育成に拍車をかける

韓国特許庁 (2019. 3. 19)

-特許庁長、D. CAMP と業務提携を締結し、アクセラレータ・投資家との懇談会を開催-

韓国特許庁は 19 日午後 2 時、D. CAMP 宣陵センター (ソウル市江南区) で銀行業界の青年創業財団 (以下、D. CAMP) (※) と「知的財産を基盤とする創業活性化に向けた業務提携の締結式」を行う。

※銀行業界の青年創業財団 (D. CAMP) : 青年世代の創業を支援し、雇用創出に貢献するために、全国銀行連合会の金融機関が 5,000 億ウォンを出損して 2012 年 5 月に設立し、スタートアップの発掘・育成や投資活動を行う

今回の業務提携は、アクセラレータによる創業企業の発掘・育成に対して IP (知的財産) の観点から投資し保育するという趣旨で行われた。

IP 観点の投資と保育は、創業企業が革新的なアイデアを特許として確保し、その技術の価値に応じる IP 金融・投資を受けて資金調達に成功できるように支援する方式である。

※特許を保有して創業する場合、そうでない創業に比べて 3 年以内に VC から投資を受ける確率が 47% 増加 (全米経済研究所、2017)

※創業企業の成長の可能性は、特許を保有していれば、そうでない場合に比べて 35 倍増加し、創業後 1 年以内に商標を登録すれば、そうでない場合に比べて 5 倍増加する (MIT Innovation Initiative、2016)

今回の業務提携により、創業企業はD. CAMP の創業アクセラレーティングプログラム(※)に加え、特許庁の IP 総合支援 (*) も提供してもらえることになるため、「知的財産ベースの創業」に成功できるようになる。

※D. CAMP のアクセラレーティングプログラム：創業企業に対する最大 3 億ウォンの直接投資、業務スペース提供、法律・税務などの専門コンサルティング、創業関連ネットワーク支援など

※特許庁の IP 総合支援：IP ファンド投資、IP 戦略コンサルティング、国内外の IP 権利化の支援など

業務提携の締結式に続き、特許庁長はアクセラレータと投資家を対象に懇談会も開催し、創業関連の知的財産政策を共有し、「知的財産を基盤とする創業活性化」のための協力策を模索する。

特許庁長は、「知的財産を基盤とする創業企業の成長環境を構築するためには、創業企業が保有する特許技術が市場で安定的に保護され、その価値が認められて企業の事業化資金として活用される必要がある」とし、「知的財産の保護強化のために、7月に施行される懲罰的損害賠償制度を定着させ、IP ファンドの規模を拡大（2019年2,200億ウォン）し、IP 観点のスタートアップ投資が活性化するように努力したい」と明らかにした。

また、「本日 D. CAMP と相互協力を約束したように、民間アクセラレータと投資機関との協力を継続的に拡大し、官民が共同推進する知的財産政策を推進したい」とし、「本日の懇談会に参加するアクセラレータと投資家に知的財産政策への関心と積極的な協力を要請したい」と述べた。

2-2 中小・ベンチャー企業製品-サービス融合成功モデルを作る！

韓国特許庁（2019. 3. 21）

-特許庁 - 中小ベンチャー企業部、サービス関連技術開発と知財権戦略を一括支援する「製品サービス技術開発共同事業」推進-

・デジタルヘルスケア、スマート金融など、五つの分野でサービス技術開発資金と「製品 - サービス融合 IP - R&D」費用など、計 121 億ウォン支援

中小・ベンチャー企業が、製品とサービスの融合を通じて新たな事業機会を創出できるよう、韓国特許庁と中小ベンチャー企業部(以下、中企部)が力を合わせる。

両部は、サービス技術開発と「製品-サービス融合 IP-R&D(※)」など、新サービス創出のための様々な支援を一括提供する「製品サービス技術開発共同事業」を今年、新たに推進すると、21日に明らかにした。

※IP-R&D：特許（IP）分析を基に最適のR&D方向と戦略を支援するR&Dコンサルティング

製品技術の平準化により、競争が激しくなったことで、製品とサービスの融合が差別化戦略として浮上している。これは、単に顧客に製品だけ进行るのではなく、製品をプラットフォームとし、関連した様々なサービスを一緒に提供(※)することを意味する。

※例えば、個人用血液測定器の場合、製品の販売のみならず、測定された各種数値を医療ビッグデータおよび情報技術を基に分析して健康管理・診療の予約サービスまで併せて提供すれば、顧客満足度と付加価値をさらに高めることができる。

しかし、製品-サービスの融合開発は、本開発に入る前に、ユーザー調査・分析を通じたサービスアイデアの導出、ビジネスモデル設計が先行されなければならないなど、技術・製品R&Dと異なる点が多く、専門家の助力無しに中小企業が自主的に行うことは容易ではない。

また、サービス事業は、アイデア中心であるため、進入障壁が低く、変化も早いため、安定的な事業遂行および保護のためには、サービス関連知財権の早期確保が命である。

例えば、カーシェアリングサービス企業であるウーバーは、料金の算出方法、便利なアプリケーションユーザーインターフェイスなどを、特許・デザインとして先取りして競争企業の市場進入を遅延させ、また、エアビーアンドビーも予約確率を利用した宿泊施設の予約方法の特許などで後発企業に比べ、高い競争力を維持することができた。

しかし、韓国の中小企業は、このようなビジネスモデル（BM）、ユーザーエクスペリエンス・インターフェイス（UX/UI）など、サービス知財権に対する認識が低いため、革新的なサービスがしっかりと保護されない事例が頻繁に発生している。

今回の協業は、中小企業のこのような苦しさを一斉に解決し、製品-サービス融合の成功可能性を高くしようとするものであり、中企部R&D資金と特許庁の「製品-サービス融合IP-R&D」などの計121億ウォンを支援する。(※)

※課題当たり、R&D 資金と製品 - サービス融合 IP-R&D 費用など、最大 3 億 1,000 万ウォンを支援。

まず、特許庁は、製品-サービス融合のための新しいカスタマイズ型 IP-R&D を提供する。サービス分野は、技能・技術に関する特許以外にも他のサービスと差別化される新たな経験と便宜性を提供する UX/UI を最大限に知財権として確保しなければならない。したがって、既存の IP-R&D の特許戦略専門家、特許分析機関以外にデザイン戦略専門家、UX/UI 専門機関まで参加する専担チームを投入する予定である。

中企部は、サービス売上げが可能な新規ビジネスモデルを創出できるよう、実現手段の開発、検証などの各段階別サービス R&D を支援する。

このようなサービス R&D の各段階に IP-R&D 専担チームの様々な専門人材が共同で参加するため、特許分析およびユーザー分析を基に既存特許を回避しつつ、顧客要求を反映した新たなサービス概念とアイデアを導出することはもちろん、これをビジネスモデル特許および UX/UI 特許・デザインとして確保するための戦略まで提示することとなる。

今回の「製品サービス技術開発共同事業」の支援分野は、第 4 次産業革命技術 (AI、ビッグデータなど) を活用するデジタルヘルスケア、スマート金融、メディア、レジャー、専門技術などの五つの分野である。

申請資格による支援可能類型 (三つ) をみると、製品を生産するベンチャー企業または技術革新型中小企業は「製品サービス化」類型、サービス業を営む企業は「新規サービス創出」類型、複数事業場の保有もしくは企業コンソーシアムの場合の「業種共通サービス」類型と、それぞれ申請できる。

申請期間は 4 月 8 日までとなり、申請手続きは、中小企業技術情報振興院 (www.smtech.go.kr) または韓国特許戦略開発院 (www.kista.re.kr) まで問い合わせすれば良い。

特許庁産業財産政策局長は、「『融合』の第四次産業革命時代に向けて IP-R&D も持続的に発展させている」としつつ、「韓国の中企業の革新的なサービスが海外に進出できるよう、海外特許確保戦略支援も、一層強化させていく」と述べた。

2-3 特許庁、製薬協会懇談会を開催

-許可等による特許権の存続期間延長制度関連-

韓国特許庁は、3月20日(水曜)午前10時および午後3時に特許庁ソウル事務所(ソウル市江南区)で、韓国製薬バイオ協会(KPBMA)および韓国グローバル医薬産業協会(KRPPIA)知的財産業務関係者と、許可等による特許権の存続期間延長制度の改善および望ましい実務運用方策を探るための懇談会を開催する。

許可-特許連携制度施行後の延長登録対象の要件、延長された特許権の効力範囲の解析と関連し、オリジナル新薬業界とジェネリック製薬業界間の利害関係がぶつかってきた。このような状況で、今回の懇談会は、製薬業界の隘路事項および現状を確認し、望ましい特許行政の運用方策を模索するために設けられた。

今回の懇談会で特許庁は、特許権の存続期間延長制度の全般的な説明を行い、その後、KPBMAが要請した、一つの許可製品に複数の特許権延長が可能な現行制度を再検討する案件とKRPPIAが要請した、麻薬類関連医薬品を延長対象と許容する案件などを議題にして意見を取りまとめ、深度ある議論が行われる。

特許庁薬品化学審査課長は、「今後も両協会との緊密な協力を通じて製薬業界の意見を持続的に取りまとめていく」としつつ、「製薬業界の競争力、国際的調和および利害関係などを考慮し、制度改善の必要性があるかを慎重に検討し、望ましい制度改善および実務運用方策を設けるために努力していく計画」と明らかにした。

2-4 特許庁 - WIPO 共同オンライン知的財産教育課程を運営

-ビジネス現場における知的財産活用戦略教育-

韓国特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)と共同で、「国際知的財産教育課程(AICC: Advanced International Certificate Course)」を運営すると明らかにした。

同課程は、「IPパノラマ」を活用したオンライン教育であり、受講希望者は4月26日までに知的財産学習サイト(<http://www.ipdiscovery.net>)を通じて申込み後、講義に参加できる。オンライン課程で優秀な成績を受けた受講生は、11月にソウルで開かれる知的財産分野における世界有名碩学の現場講義に招待される予定である。

「IP パノラマ」は、特許庁と WIPO、韓国発明振興会が共同で開発した知的財産教育コンテンツとして、ビジネス現場における事例を中心に知的財産活用戦略を理解しやすく紹介している。

「特許庁 - WIPO 国際知的財産教育課程」は、企業に必要な知的財産専門人材の育成を目的として 2010 年から始まり、今年で 10 回を迎えた。今年も、12 週過程で 2 期が運営される。1 期は 3 月 25 日から、2 期は 4 月 22 日からそれぞれ始まり、全過程は、英語で進められる。

知的財産に関心のある人なら、誰でも本過程に参加でき、より詳しい情報は、知的財産学習サイト (<http://www.ipdiscovery.net>) で確認できる。

2-5 特許顧客との疎通のための企業顧客懇談会を開催

韓国特許庁 (2019. 3. 25)

韓国特許庁は、3 月 27 日(水曜)～28 日(木曜)の二日間、特許庁ソウル事務所において韓国知識財産協会と共同で大企業および中小・中堅企業との懇談会を開催することを明らかにした。

今回の懇談会は、特許行政サービスの向上に向けて特許顧客の困難と不便事項などを聴取し、制度改善に積極的に取入れるために設けられた。

特許庁は、今回の懇談会を通じて直近の知的財産権に関する主要動向と今年、特許庁で取組んでいる政策等について共有するとともに、企業の知的財産業務担当者から隘路事項と建議事項を確認し、これについて解決する方策を議論する予定である。

特に特許庁は、今年から本格的に取組んでいる知能情報技術を適用した「次世代スマート特許ネット構築 5 年計画 (※)」を共有するとともに、現在の電子出願サービスにおける問題や改善が必要な事項などについて特許ネット利用顧客の意見を聴取する時間を設ける計画である。

※(特許行政に AI 技術を導入)AI 基盤の機械翻訳サービス、AI 基盤の図形商標検索システムの構築などを通じて審査の効率性・正確性を高める。

※(電子出願サービスの改善)ウェブ基盤の電子出願サービスへの切り替えおよびモバイル電子出願サービスの構築を通じてユーザーの利便性を高める。

これまで特許庁は特許顧客との懇談会を通じて提示された意見を取りまとめ、中小・ベンチャー企業などを対象に特許登録料の減免期間と割合を拡大(※)することによって、中小・ベンチャー企業などが特許獲得や維持に伴う経済的負担を減らすことができるようにした。

※(既存)出願料・審査請求料・設定登録料 70%減免、4～9年次年次登録料 30%減免
→(現行)出願料・審査請求料・設定登録料 70%減免、4～20年次年次登録料 50%減免

特許証および商標(実用新案・デザイン)登録証を紙文書の代わりに電子ファイルで発給できる制度を導入し、特許・登録証の携帯と活用を容易にするなど、特許行政サービスを向上(※)させてきた。

※(電子ファイルの特許証・登録証の発給)紙で発給する行政費用を節減し、権利内容を確認できるQRコードを挿入するなど、利用者の利便性を向上した。

特許庁情報顧客支援局長は、「企業顧客との真心のある疎通を通じて企業現場で発生する隘路事項を解消できる政策を積極的に発掘していく」としつつ、「今後も企業顧客が身を感じる制度改善が行われるよう最善を尽くす計画である」と明らかにした。

2-6 知的財産で地域を活かしてこそ韓国経済が、また立ち上がる

韓国特許庁 (2019. 3. 25)

-特許庁長、地域知識財産センター運営機関長との懇談会を開催-

韓国特許庁は、3月25日午後12時30分、ホテルインターブルゴ大邱(大邱広域市寿城区)で、最近の企業経営のトピックとして浮上している第四次産業革命時代における地域知識財産政策に対する現場疎通および意見の取りまとめのための地域知識財産センター運営機関長との懇談会を開催する。

地域知識財産センターは、地域の優秀なアイデアを特許に発展させ、イノベーション創業を促進し、スタートアップが知識財産を基盤に堅実なベンチャー企業または中堅企業に成長できるよう、企業の成長段階別カスタマイズ型支援を行っており、グローバル市場の開拓のための中小企業の海外知識財産の先取りを支援する地域の知識財産総合支援機関である。

今回の懇談会は、中小企業に対する知識財産支援政策を現場で執行している地域知識財産センターの運営機関長の声を聴取し、最適な知識財産支援政策を推進すべく設けられた。この場には特許庁長をはじめに、大邱商工会議所会長、水原商工会議所会長など、地域知識財産センター運営機関長および関係機関の関係者を含めて計 30 名が参加する。

特許庁長は、中小企業の競争力確保を通じた産業イノベーションを主導するために 3 月 7 日に行われた京仁地域輸出企業懇談会の後、持続的な現場疎通懇談会を推進しており、地域社会の現場で提起された隘路および建議事項などを聴取し、これを特許庁事業に積極的に反映することで、地域中小企業に、より必要な知識財産の支援政策になるように努める計画である。

今回の懇談会では、知的財産に対する政府の支援施策を紹介し、地域知識財産センターの運営機関長が企業に必要な地域知識財産政策に対し、自由に共有し、討論する方式で行われる。

特許庁長は、「世界的に知的財産保護が貿易紛争の核心問題であるこの時期に韓国経済の新たなイノベーションのためには、地域知識財産の役割が重要であるため、知的財産を基盤にした企業が成長できるよう、企業の特許技術は、市場で安定的に保護されなければならない」としつつ、「中小企業が強小企業に成長できるよう、懲罰的損害賠償制度を早期に定着させ、海外に進出する中小企業の知的財産費用の負担を分散・緩和するための特許共済事業も今年から施行する」と明らかにした。

また、「地域知識財産センターは、各地域別の特化産業に対する支援を強化し、地域のアイデアを強い特許に創出し、地域内の強小企業を育成することで、産業イノベーションを主導できるよう努め、本日の懇談会に参加する運営機関長に知的財産政策に対する関心と積極的な協調を頼む」と述べた。

2-7 未来市場の先取りのための知的財産エコシステムのイノベーションに乗り出す 韓国特許庁 (2019. 3. 27)

-第 1 回「知的財産戦略協議会」、4 大 IP イノベーション戦略の発表-

- ・特許ビッグデータ基盤の未来予測・先導戦略の提示(38 産業分野)、IP 基盤スタートアップ・ベンチャー投資(1 兆 1,000 億ウォン)などによる産業・技術競争力の強化
- ・IP 審査品質の引上げおよび保護強化(39 位→20 位)による知的財産の価値向上

- ・知的財産の取引・金融(4,500億ウォン→2兆9,000億ウォン)の拡大による知的財産市場の活性化
- ・韓国型 IP システムの輸出(3万7,000ドル)、海外特許の拡大などによるグローバル市場の開拓

産業・技術イノベーション能力を引上げ、国家未来競争力の強化に向けて知的財産エコシステムのイノベーション戦略が推進される。

3月27日(水曜)、朝鮮ホテルで開催された第1回知的財産戦略協議会では、「国家イノベーション成長に向けた知的財産エコシステムのイノベーション戦略」を発表・議論を行った。

知的財産戦略協議会は、知的財産を通じて産業競争力を強化していくための国家・企業の戦略を議論するために工学翰林院と韓国特許庁が共同で構成・運営する協議体であり、主要企業 CEO および大学総長・学長、研究機関長、知的財産専門家など、40名が委員として参加する。

この日の協議会では、工学翰林院会長、LG化学理事会議長、JUSUNG エンジニアリング代表理事(以上が共同委員長)、漢陽大学総長、特許庁長、大韓弁理士会長、KIST 院長、STEPI 院長など、協議会の委員と知的財産専門家など、100名余りが参加し、知的財産エコシステムのイノベーション戦略について深度ある議論を行った。

知的財産は、革新的技術とアイデアの産業的活用を拡散させ、競争優位を強化することによって持続可能な経済成長を実現する。

※内生的な成長理論(ポールローマ、2018年ノーベル経済学賞):労働力・資本の投入以外に内部的な因である技術・知識が蓄積され、活用されるほど、限界生産性が改善して持続成長が可能

G7 国家の特許増加率が1ポイント上向け時に1人当たりのGDP成長率が0.65%増加するという実証の研究結果(MPRA Paper、2011年)があり、実際に韓国の特許出願件数とGDPもはつきりした量の相関関係を見せている。

特許を保有したスタートアップの売上げと雇用が卓越であることが調査されるなど、第四次産業革命を主導するスタートアップの成長のためにも知的財産の確保が必修的である。

※スタートアップの初の特許出願が登録された場合は、拒絶された場合に比べ5年後の雇用増加率が4.1倍(登録71.9%、拒絶17.4%)および売上げ増加率29倍(登録120.4%、拒絶40.9%)高い。(全米経済研究所、2017年)

※スタートアップの成長可能性は、特許保有時が未保有時に比べ35倍も増加(MIT Innovation Initiative、2016年)

韓国経済が低成長の局面を克服し、持続成長していくためには、唯一の資源である知識・技術、アイデアなど知的財産を基盤にイノベーション能力を引き上げることが必ず必要であるが、国内の状況はそれほど良くない。

※金融危機前後の経済成長率(%)：(2001年-2007年)4.9%→(2012年-2018年平均)2.9%

知的財産が産業・技術の戦略と流離され、効果的に活用されておらず、世界4位の特許出願強国であるにも関わらず知的財産の審査品質と保護水準が低く、知的財産の価値がまともに認められていない。

知的財産の価値低下は、知的財産を売買する取引市場の萎縮と知的財産担保貸出の忌避などの知的財産の金融低調に繋がる。

終局的には知的財産の産業的活用が隔てられグローバル市場において韓国企業の製品・サービスの競争力が弱化する悪循環的の流れが発生している状況である。

この日の協議会で発表・議論された「国家イノベーション成長に向けた知的財産エコシステムのイノベーション戦略」は、このような問題を改善して知的財産エコシステムの力動性を回復し、未来競争力を強化することに焦点を合わせている。

イノベーション戦略は、①知的財産基盤の産業・技術競争力の強化、②知的財産行政高度化による知的財産価値の引上げ、③知的財産市場の活性化による知的財産活用の拡散、④知的財産の通商戦略を通じたグローバル市場の開拓など、知的財産基盤のイノベーション成長のための4大戦略で構成されている。

「戦略1」第一に知的財産を基盤に産業・技術競争力を強化する

目標	As-is	To-be (～2023年)
特許ビッグデータ基盤	1分野	38分野

産業戦略樹立	(ディスプレイ)	(2019～2023、累積)
IP 基盤のスタートアップ投資	5,000 億ウォン (2014～2018、累積)	1 兆 1,000 億ウォン (2019～2023、累積)

まず、全世界の 4 億件余りの特許ビッグデータを分析し、産業分野別に未来予測と先導戦略を提示する「特許ビッグデータ基盤の未来産業競争力確保戦略」を樹立・拡散する。

特許ビッグデータは技術だけではなく、産業・市場トレンドと産・学・研などの経済主体活動などに関する情報がすべて含まれ、未来産業を予測し、国家・企業の投資方向を定めることにおいて最も有効であり、検証されたツール(tool)である。

米国、日本などの主要国は、新産業分野の特許ビッグデータを分析し、産業競争力の診断と市場の見通しを提示しているが、韓国は専門家の主観的な判断に基づく定性的方式で産業戦略を策定するなど、特許ビッグデータの活用が不十分な状況である。

産業別市場・産業調査と特許ビッグデータを活用した定量診断を通じて有望技術を導出し、政府・民間 R&D 戦略とともに人材育成、規制緩和などの産業育成戦略も策定する計画である。

最近、模範事業としてディスプレイ産業に特許ビッグデータ分析を施行した結果、企業および R&D 関連部処で、その効用性を認めたことがあり、2023 年まで 38 産業分野に拡大して適用する計画である。

有望なスタートアップ・ベンチャー企業が知的財産を基盤に成長していけるよう、集中支援する。

マザーファンド(特許勘定)と民間資金を活用し、2023 年まで計 1 兆 1,000 億ウォン規模の知的財産基盤の中小・ベンチャー企業の投資ファンドを造成・投資する。

AI、ビッグデータなどの有望分野の革新的なビジネスモデルと技術力を備えたスタートアップを毎年 10 社選定し、パッケージ(※)として集中支援する「スタートアップ業界 IP ビックバンプロジェクト」も推進する。

※IP ポートフォリオの構築、IP 価値評価、IP 紛争対応、特許技術移転、マザーファンドの投資など

スタートアップを対象に特許優先審査申込料を70%(20万ウォン→6万ウォン)減免し、中小企業の特許費用の負担を緩和するための税制改善も推進する。

※特許出願・登録費用税額控除、技術移転所得の税額減免などの関連部処との協議を推進

「戦略2」第二に知的財産の行政高度化を通じて知的財産の価値を上げる。

目標	As-is	To-be (～2023年)
特許審査1件投入時間	11.9時間	20時間
IMD保護水準	39位	20位

特許審査の投入時間の適正化、審査方式のイノベーションなどを通じて高品質の知的財産審査システムを構築する。

韓国の特許審査の処理期間は、約10カ月で世界的な水準であるが、特許審査1件当たりの投入時間は、11.9時間として、米国25.3時間、欧州35.1時間、中国26.3時間などの主要国に比べ、極めて少なく、審査の品質が不十分である。これを改善すべく、段階的に審査官の増員を推進し、1件当たりの投入時間を2023年まで20時間に拡大していくこととした。

※特許の審査品質に対する認識度調査(2018、英国IAMマガジン)：

欧州>日本>米国>韓国>中国

同時に特許審査の処理期間も、とにかく早く処理するよりは、需要者のニーズに合致するよう、決定していく計画である。限られた特許審査の人材で早い審査処理とともに品質まで高めることが難しい現実を鑑み、出願人を対象とした設問調査、インタビューなどを通じて、社会的要求に合致する審査処理期間および品質目標を設定していく方針である。

対面審査の活性化、産業界 - 審査官の打ち合わせの定例化などを通じて出願人 - 審査官間の疎通を強化し、討論型共同審査方式(※)の導入、人工知能基盤審査システム(※※)の構築など、働く方式のイノベーションも推進する。

※審査官6～8人で構成された審査チームが個別件(商標・デザイン)に対する討論形式の共同審査

※※AIを活用した機械翻訳、文章またはイメージを利用した先行文献の検索システムなど

知的財産保護のための制度および執行力を強化し、第四次産業革命に先制対応するための知的財産制度の整備も推進する。

知的財産の侵害者の利益の全額を損害としてみなし、侵害者の利益額の算定時、費用に
対
する立証の責任を侵害者にへと切り替える特許法の改正を推進する。故意・悪意的な知的
財産の侵害時の3倍懲罰賠償制度を特許法から商標法・デザイン保護法にも拡大する。

アイデア奪取に対する政府の是正勧告の執行力を強化するために不履行時の是正命令・
不履行罪の導入を推進し、特許庁所属の特別司法警察の捜査範囲を商標から特許・デザ
イ
ン・営業秘密まで拡大し、産業財産特別司法警察を発足・運営（2019年3月～）する。

ビッグデータ保護強化、増強・仮想現実におけるデザイン保護、3Dプリンティングデー
タの無断転送防止など、第四次産業革命の対応のための先制的知的財産制度の改善も検
討・推進する。

「戦略3」第三に知的財産市場の活性化により、知的財産活用を拡散する。

目標	As-is	To-be（～2023年）
知的財産金融規模	4,500億ウォン	2兆9,000億ウォン
知的財産サービス市場規模	1兆7,000億ウォン	3兆ウォン

停滞された知的財産の取引市場を活性化して知的財産の産業的活用を促進していくこと
とした。

韓国企業の知的財産の購買比率が低いと調査（※）されるなど、企業イノベーション活
動
が不十分な状況を改善すべく、官民共同の知的財産取引プラットフォームの構築・運営
を
推進する。

※企業の特許などの外部知識の購買割合：（韓国）4.9%（2013～2015年）、（日本）29%
（2012～2014年）

知的財産取引イノベーション本部を韓国発明振興会に設立し、イノベーション本部が能力のある民間取引機関を選定し、公共ブランド使用を許可し、取引需要の発掘・提供などの取引全過程を支援する体系を構築する。

海外技術移転ロードショー、韓国・アセアン IP フェア開催などを通じて韓国の優秀知的財産の海外ライセンスも拡大する。

イノベーション企業が特許などの知的財産を基盤に事業資金を調達し、ビジネスで成功を収めるよう、知的財産の金融市場を 4,500 億ウォンから 2 兆 9,000 億ウォン規模まで拡大する。

少数の銀行だけが取り扱う知的財産担保貸付を全銀行圏に拡散（※）し、債務不履行時に担保知的財産を買入れ、収益化する回収専門機構の申請・運営（政府・銀行共同）を推進する。無形資産の担保活用度を高めるべく、金融委員会と協力し、債権、知的財産権、その他の動産などの企業資産を束ねて担保として提供する一括担保制の導入も推進する。

※（2018）産業・企業・国民→（2019）ウリ・新韓・ハナなどを追加→（～2023）全市中銀行

知的財産金融の基盤となる知的財産価値評価のための費用支援を年間 1,000 件から 3,000 件まで拡大し、価値評価の支援対象を「国内登録特許」から「出願中特許」、「海外特許」に拡大する計画である。

民間知的財産サービス市場の拡大（1 兆 7,000 億ウォン→3 兆ウォン）および競争力強化のための対策も推進する。

知的財産のサービス業は、研究開発の成果を知的財産として創出・保護・活用するために知的財産の調査・分析（IP 情報分析企業）、知的財産法律代理（弁理士）、知的財産評価・取引（技術取引士）などのサービスを提供する業種や市場の規模も小さく、売上げの規模も零細な実情である。

※韓国市場（1 兆 7,000 億ウォン）は、米国（16 兆 7,000 億ウォン）の 10 分の 1、日本（4 兆 1,000 億ウォン）の 3 分の 1 水準

※年売上げ 10 億ウォン未満の企業が約 70%

これを改善すべく、知的財産のサービス企業の新規サービス開発および投資を支援するインキュベーション事業を推進し、海外市場進出も支援して新市場開拓を支援する計画である。

国家機関を対象として適正代理費用の勧告（※）を通じて知的財産サービスの価格も正常化していく。

※特許出願 1 件当たりの代理費用の引き上げ：74 万ウォン（公共水準）→138 万ウォン（民間水準）

一定規模以上の政府 R&D 事業および公共建設事業に対し、IP 専門家が事業と特許間の連関性などを検証する特許監理制度の導入も推進する計画である。

「戦略 4」第四に知的財産通商戦略を通じてグローバル市場を開拓する。

目標	As-is	To-be（～2023 年）
IP 行政サービスの輸出額	1 億 3,000 万ドル （～2018、累積）	3 億 7,000 万ドル （～2023、累積）
年間海外特許出願件数	7 万件	11 万件

韓国企業が海外特許を円滑に確保し、海外市場に進出できるよう、韓国型知的財産システム（IP 審査方式・体系、IP 制度、IP 情報システムなど）のグローバル拡散を推進する。

知的財産システムが不十分な新興国、低開発国を中心に知的財産教育・コンサルティング支援などを通じて友好的な関係を形成しつつ、知的財産審査の代行および情報システム構築などの輸出または韓国特許権を自動認定する協約の締結など、韓国企業の知財権を現地で保護するための協力活動を展開する。

（サウジアラビア）知財権専門家の派遣を含める IP 戦略の樹立、情報システム開発などの有償事業の推進（2019）

（アセアン）知財権保護分野における協力を強化する一方で韓国の特許権を現地で自動認定するなどの協約締結の推進（2019）

輸出企業のグローバル市場進出に必修的な海外知的財産の確保のための政策支援事業を拡大し、知財権の侵害発生時にも積極的に支援する。

IP 出願・収益化支援ファンド（※）および IP 創出・保護ファンド（※※）造成、特許

共済事業運営（※※※）などを通じて輸出中小企業の海外特許創出・保護に対する投資を拡大する。

※IP 出願支援ファンド（億ウォン）：（2019）125 → （2023）200

※※投資金一部を企業の IP 創出・補強・紛争対応に活用、（2019）500 億ウォン→（2023）5,000 億ウォン

※※※海外出願費用、紛争対応費用などを貸与して活用し、事後分割償還、加入企業数：（2019）1,040 社 → （2023）16,120 社

模倣商品流通など、韓流に便乗する外国企業に対する現地対応支援体系（※）を構築し、海外知識財産センター（IP-DESK）を拡大（※※）し、海外現地における知財権保護支援も強化する。

※国家別実態調査および対応法律検討、現地取締りの要請およびモニタリングなど

※※海外知識財産センター設置：（2019）8 カ国 15 カ所→（2023）16 カ国 23 カ所

工学翰林院会長は、この日に開催された協議会で、「知的財産が経済成長に大きく寄与してきており、頭脳が、まさに資源である韓国では今後も知的財産が必ず重要となる」としつつ、「本日提案されたイノベーション課題を政府だけではなく、民間と一緒に推進して知的財産を通じた国家競争力強化を遂げていこう」と述べた。

特許庁長は、「米中貿易紛争、内需不振などで対内外経済環境が良好ではなく、イノベーションエコシステムの造成と持続成長のための知的財産の役割がいつもよりも重要な局面を迎えている」としつつ、「今年を知的財産エコシステムのイノベーションの元年とみなし、本日提案された課題を支障なく推進し、未来市場の先取りをしていく」と強調した。

特許庁と工学翰林院会は、今後も知的財産戦略協議会を四半期毎に開催し、国家知的財産の能力を強化するための政策課題を発掘・議論して推進していく予定である。

2-8 AI など 13 大未来産業の大規模特許を分析して国家 R&D 戦略を反映

電子新聞（2019. 3. 28）

韓国政府が 13 大イノベーション成長エンジン分野における知的財産 (IP) の青写真のデータベースを構築し、中国の特許 DB を分析して政府 R&D 戦略に反映する。人工知能 (AI) などの未来成長産業分野の特許を重点的に分析し有望技術を発掘するという趣旨である。

今年の国家知識財産(IP)施行計画の推進のため、昨年比 25%増加した 7,746 億ウォンを投資した。

国家知識財産委員会は 28 日に、政府果川庁舎においてグ・ジャヨル民間委員長の主宰で第 24 回会議を開催し「2019 年度国家知識財産施行計画及び 2020 年度財源配分方向(案)」の 6 案件を審議・確定した。

「国家知識財産施行計画」は、「第 2 次国家知識財産基本計画(2017~2021 年)」3 年目に該当する今年の詳細実践計画である。昨年選定した 6 重点方向のアップグレードである。

新産業創出のために強い IP 確保に焦点を当てている。イノベーション成長エンジン分野の青写真 DB を構築し、最近、第四次産業革命産業部門の IP 競争力を強化する中国特許を精密に分析し、これを政府 R&D 戦略に反映する。詳しくは、AI、ビッグデータ、ドローン、スマートシティ、イノベーション新薬、仮想・拡張現実などの 13 大分野における大規模特許分析を実施する。

デジタル部門における新規侵害類型に対するソフトウェア特許保護体系も構築する。特許が含まれているソフトウェアの無断オンライン伝送、特許製品をスキャンした 3D プリントデータなどが対象である。このために新技術に関する特許審査の人材、インフラ確保の投資を増やす。

IP 基盤の雇用創出の拡大のために民間金融を中心に IP 価値評価機関の指定を拡大し、特許移転・取引促進のためにオンライン取引プラットフォーム DB を構築する。国家知識財産取引プラットフォームに産業通商資源部などの国家機関と自治体の特許を追加する。これに合わせ、ビジネスモデルと連携した有望 R&D の発掘、IP 専門ファンドの拡大のための投資を強化する。

IP 専門人材の育成のための著作権・コンテンツ教育のインフラも拡大する。地域著作権センターを昨年の 9 カ所から今年 13 カ所に増やす。

デジタル環境に対応する著作権エコシステムを造成する。政府支援の放送事業遂行時に標準契約書を義務的に適用しなければならない。著作権保護審議委員会の緊急対応著作物の対象範囲を、既存の映画(映画振興委員会)から、ゲーム(ゲーム物管理委員会)、出版(国立中央図書館)、漫画(韓国漫画映像振興院)、ソフトウェア(韓国著作権保護院提供の自己点検対象ソフトウェア)に拡大する。

中小・ベンチャー企業の成長のために、IP能力を強化するための特許バウチャー支援企業を昨年20社から今年51社に増やす。

中小企業の技術侵害立証責任の負担を緩和するための制度改善を推進し、中小企業のアイデア保護に関するコンサルティング支援を拡大する。

国家知識財産委員会は昨年の履行計画も点検した。中央機関の152課題、17広域自治体が対象である。文化体育観光部、関税庁、特許庁、仁川広域市の課題が「最優秀」に選定された。

また、7大バイオ産業分野の争点に対する改善方向(案)を提示する「バイオ産業分野のIP争点および改善方向(案)」を講じ、「バイオ産業IP特別専門委員会」を構成・運営することとした。

グ・ジャヨル委員長は、「バイオ産業などの有望分野において効果的に知的財産政策を推進し、国家競争力が一増強化できるよう力を添えてほしい」と強調した。

2-9 特許取消申請、安定的に定着され、利用が活発

韓国特許庁 (2019. 3. 28)

-瑕疵ある特許の早期取消により特許紛争の予防-

特許審判院は、2017年3月に導入した特許取消申請制度が安定的に定着され、活発に利用されていると発表した。

特許取消申請は、特許登録後も6ヵ月以内に簡単に証拠資料だけ提出すれば、審判官が特許を再検討する制度である。従前は3ヵ月以内に可能であったが2017年から6ヵ月に延長された。

これは登録初期に誰でも瑕疵がある特許を取消申請することができるようにし、将来、不要な特許訴訟などの紛争を予防するための措置である。

2017年3月から今年2月まで特許取消申請件数は計278件(導入1年目(2017年3月~2018年2月)134件、2年目(2018年3月~2019年2月)144件)である。

現在まで処理された 103 件のうち、25 件(24%)は特許取消となり、残りについては特許が維持され紛争予防の効果を得た。

また、特許取消された 25 件のうち、3 件のみ不服となり特許法院に係留中であり、特許審判院の判断に対する当事者の受容率が高いものと示された。

特許無効審判における請求人は、最初の審判請求書だけではなく、相手側の主張に対する反論意見書も数回に渡り提出しなければならない負担があったが、特許取消申請における申請人は最初の一回のみ提出すればよい。

特記すべきことは、誰でも申請することができるため、企業間の利害関係を隠し、ほとんどが個人の資格で申請しているとみられる。特許取消申請件数 278 件のうち、個人は 249 件(申請人の 90%)、中小企業は 22 件の順である。

被申請人である特許権者は、外国企業 162 件(被申請人の 58%)、中小企業 34 件、大企業 32 件の順であり、特に外国企業の特許に対する再検討が活発であることが分かる。また、産業別に見ると、化学 118 件(申請の 42%)、電気 45 件、生活用品 37 件の順で申請された。これは他分野に比べ、特に化学産業分野において外国企業の特許が多いからであるものと分析された。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁が知的財産権侵害犯罪を根絶する！

韓国特許庁 (2019. 3. 18)

-特許、営業秘密、デザイン特別司法警察を発足-

革新成長と公正経済の実現を妨害する知的財産権侵害犯罪を根絶するために、3月19日から特許庁が直接特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪を捜査する。

韓国特許庁は、特許庁の取り締まり公務員に特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪に対する捜査権限を付与する、改正「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」(司法警察職務法)が3月19日から施行されると発表した。これを受けて、いわゆる「偽物」などの商標権侵害犯罪についてのみ捜査していた特許庁の特別司法警察の業務範囲が大幅に拡大される。

特別司法警察制度とは、行政機関が一般警察より効率的に処理できる専門分野の犯罪や、特定の空間で発生する犯罪について行政公務員が直接捜査できるよう、警察と同じ法的権利を付与する制度である。

特許、営業秘密、デザイン侵害の当否を判断するためには、知識財産法に対する高度の専門性が必要である。

さらに、特許、営業秘密はその技術に対する専門知識がなければ、判断はもちろん報告の内容も正しく理解できないほど難しい。そのため、特許、営業秘密の事件を解決するためには、さまざまな技術分野の専門家プールを保持する必要がある。

これが、450人以上の理工系の博士号取得者を含め、知的財産分野の最高専門家である1,100人の審査、審判人材を保有する特許庁が特許、営業秘密、デザインに対する特別司法警察の業務を行うことになった理由である。

法務部の統計によると、特許、営業秘密、デザイン侵害犯罪は毎年1,000件以上発生している。専門性を持つ特許庁が迅速かつ正確に事件を解決することで、犯罪の被害に遭った企業の被害を効果的に救済できるとみられる。また、無実の罪で訴えられた企業も事業の不確実性を早期に解決し、経営活動に集中できると見込まれる。

特許庁産業財産保護協力局の局長は、「他人の技術を奪取し、デザインを盗用する知的財産権侵害行為は革新成長のネックとなる」とし、「迅速かつ正確な捜査でイノベーション企業の成長を支えたい」と述べた。

知的財産権侵害犯罪に対する告訴、告発は特別司法警察業務を担当する特許庁産業財産調査課（042-481-5812、8324）まで。

3-2 特許庁、香港に海外知識財産センター（IP-DESK）開所

韓国特許庁（2019.3.28）

-香港進出の韓国企業の知財権紛争への対応力を強化-

韓国特許庁は、大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）と共同で、3月29日（金曜）午前11時30分（現地時間）に香港KOTRA貿易館において、韓国企業の知的財産保護を専担する「香港海外知識財産センター（以下、IP-DESK）」の開所式を開催すると明らかにした。

韓国特許庁は、KOTRA の海外貿易館内に IP-DESK を設置(中国、ベトナム、タイなど 8 カ国 14 ヲ所)し、現地進出企業の知的財産権の確保と紛争対応について支援を行っている。各国ごとに特許、商標、デザインなどの知的財産権に関する登録手続きが異なり、知的財産権保護のための法律と担当機関などにおいて差があるので、現地進出企業にとっては国別別状況に精通な IP-DESK が知的財産権イシューについて解決してくれることが大きな助けとなっている。

香港は、韓国企業の輸出地域として世界で上位 4 番目(中国 1 位、米国 2 位、ベトナム 3 位、日本 5 位)に該当するが IP-DESK は設置されていない。また、香港は世界 5 番目に韓国中小企業の進出が活発な地位であり、知的財産権出願も世界 7 番目であるという点で、今回の IP-DESK の開所は大きな意味がある。

香港 IP-DESK は、模倣品流通の水際措置のために知的財産権の税関登録と韓国企業の特許・商標・デザイン出願などを支援する計画である。また、各種展示会が多く開催される点を鑑み、現地の専門人材を通じて展示会の参加と関連した知的財産権紛争予防と侵害対応戦略も提供する予定である。

一方、韓国特許庁長は 3 月 29 日午後 3 時に、香港特許庁長と韓国・香港特許庁長会合を開催し、両機関の特許および商標の協力方案について議論する計画である。また、韓国特許庁長は、香港の知的財産権取締り業務を専任している香港税関にも訪問し、韓国の有名商標の保護、韓国商品の模倣品の流通根絶などのために香港当局と持続的な協力も要請する計画である。

韓国特許庁長官は、「IP-DESK は海外現地において韓国企業が直面する知的財産権に関する隘路事項を密着して支援する頼もしい輸出支援軍である」と述べ、「香港当局と緊密に協力し、香港 IP-DESK が、現地進出企業がグローバル企業へ跳躍するために大きく貢献できるように最善の努力を尽くしていく」と明らかにした。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 最も古い食堂の商標は

韓国特許庁 (2019. 3. 25)

- 「ウレオク」、「ミゾリ」、「新世界」の順である-

韓国特許庁は、自営業の代表業種である食堂業（※）に関する商標権の存続状況を分析した結果（※※）、現在まで維持されている商標権の中で最も古い国内商標は「ウレオク」（1969年11月登録）であり、「ミゾリ」（1970年登録）と「新世界」（1974年登録）が2、3位を占めたことを明らかにした。

※業種範囲：「類似商品審査基準」により、料飲業、韓食店業、製菓店業、レストランサービス業、コーヒー専門店業などを含む。

※※分析対象：2019年3月1日現在まで存続している商標権（最初の出願から含む）

現在まで維持されている国内長寿商標などを権利主体別に区分して調べてみると、個人の場合は、「ウレオク」（1969年11月登録）、「ミゾリ」（1970年登録）、「ナムガン」（1975年登録）、「ハムジバク」（1980年登録）、「ジンコゲ」（1981年登録）の順であり、法人は「新世界」（1974年登録）、「三星物産株式会社」（1977年登録）、「ラセーナ/LASEINE（株式会社ホテルロッテ）」（1979年登録）の順であった。（※）

※権利主体区分は、最初の登録時の権利者基準

外国商標の場合、McDonald's（1969年2月登録）、エスビー食品株式会社（1974年登録）、BASKIN-ROBBINS（1978年登録）などが最長寿商標であり、McDonald'sは「ウレオク」（国内商標では最も長い）を追い越し、現存する食堂商標の中で最も古いことが分かった。

特許庁商標デザイン審査局長は、「食堂業は個人出願の割合が相対的に高い業種に該当し競争も熾烈である。個人など自営業者は厳しい事業環境を乗り越えるために持続的な革新を行い、業務上の信頼を維持しつつ、長期間登録商標を保持して活用できるよう、努力すべき」としつつ、「これらの方々のために、今後、知財権教育・相談、情報提供、懇談会などを拡大する計画である」と明らかにした。

一方、商標権は登録後10年間保護され、10年毎に存続期間の更新登録をすれば永久的に使用が可能であるが、廃業、事業不振などの理由により存続期間の更新登録をしない場合には商標権は消滅される。よって、商標権を長期間保持しているということは、それだけ事業が持続的にうまく維持されているという意味である。

4-2 デザイン知的財産創出を通じて産業革新成長をけん引

韓国特許庁（2019.3.27）

- 「2019 D2B デザインフェア」参加申込みを受付-

韓国特許庁と韓国貿易協会が主催する「2019 D2B (Design-to-Business) デザインフェア」の作品の受付が、5月1日から6月7日まで行われ、12月5日に授賞式が開催される予定である。

この大会は、若いデザイナーの優秀なデザインを企業に提供し、デザイン権を通じてロイヤルティを確保する差別化された公募展であり、企業に必要なデザインを問題形態で出題し、審査、授賞、ライセンスまでのすべての過程に企業が参加して商品化することが特徴である。

出品部門は、「企業出品部門」と「自由出品部門」で分けられ、事業性、創意性、審美性、現実性などに対する検討過程を経て優秀作を選定する。

「企業出品部門」は、大会に参加した企業などが課題を提示すれば、デザイナーが物品に対するデザインを出品する方式であり、「自由出品部門」は、デザイナーが自由に創案したデザインを出品する方式である。

出品された作品の中で1次審査を通過した参加者は、7月に開催される「D2B サマースクール」に参加し、出品したデザインが権利として保護されるよう、特許庁審査官の指導を通じて先行資料調査など、知的財産の権利化教育を受ける。

創意性と事業性が優秀なデザインに対しては、第2次審査を経て11月に最終受賞作を発表する。

授賞式は12月5日に開かれる予定であり、大賞1点（産業通商資源部長官賞、賞金500万ウォン）、金賞3点（特許庁長賞2、韓国貿易協会賞1、賞金は、それぞれ300万ウォン）などを授賞する予定であり、受賞者に知的財産権のライセンス契約過程を支援し、参加企業が生産する場合には契約により、ロイヤルティを支給する予定である。

特に今年からは、受賞作の中で優秀なアイデアを選定し、創業教育、テスト製品製作および販路開拓など、創業支援まで拡大する予定であり、2次作品受付期間を2ヵ月（2018年：1ヶ月）に拡大し、参加者がサマースクール期間中に習ったデザイン出願および企業専門家のメンタリング結果を十分に作品に反映し、自らのアイデアの完成度を高められるようにする計画である。

満18歳以上の参加希望者は誰でも個人またはチーム（2名以内）でデザイン出品ができる。

大会ホームページ (www.d2bfair.or.kr) を通じて事前登録後、5月1日から6月7日までデザインを出品すれば良い。

特許庁産業財産政策局長は、「D2B デザインフェアは、消費者の感性をとらえるデザイン経営が重要な時代における産学協力の良いモデル」としつつ、「創意的なデザインが多く発掘され、権利化などを通じて知的財産の価値をしっかりと認められる契機になることを望む」と述べた。

この他の詳細内容は、大会ホームページ (www.d2bfair.or.kr) または D2B デザインフェア事務局 (02-924-0582) まで問い合わせれば良い。

その他一般

5-1 特許顧客相談センター利用客が 1,000 万人を突破！

韓国特許庁 (2019. 3. 18)

韓国特許庁は、特許顧客相談センターの利用客数が 1,000 万人を突破したと発表した。相談センターは 2002 年 3 月に開所したため、ちょうど 17 年間の成果である。

特許顧客相談センターは、特許、商標、デザインの出願書作成から審査・審判、登録および手数料の納付に至るまでの特許行政の全過程に関する高品質の相談サービスを提供することで、国民が簡単かつ便利に特許権などを獲得できるように支援してきた。

特許顧客相談センターの規模と利用件数も大幅に増加した。発足初期は 24 人の相談士で開始し、1 日の利用件数は 500 件に過ぎなかったが、今では 54 人の相談士が毎日 2,500 件の問い合わせに答えている。

また、代表電話 (1544-8080) を通じた電話相談のほか、代表電話で相談を予約すれば相談士が顧客に電話をかけて相談に乗る電話相談予約サービス、顧客の画面を共有して電子出願における不具合などを直接解決する PC 遠隔支援サービス、カカオトークを用いたチャット相談サービスなど、顧客のニーズを満足させることができるさまざまな相談サービスを提供している。

さらに、特許出願が拒絶される、又は登録された権利が消滅する危機にある顧客に対して解決策を案内するエンジェルコールサービス、相談内容に対する満足度と顧客からの

意見聴取などのための事後ハッピーコールサービスなど、国民の権益保護と意見聴取のために積極的に乗り出している。

量的成長以外にも、技術標準院による韓国サービス品質優秀企業の認証、韓国標準協会による KS 認証などを取得しており、韓国能率協会コンサルティングが選ぶ優秀なコールセンターに 14 年連続で選定されるなど、質的な面でも高い評価を受けている。

特許顧客相談センターは利用客数 1,000 万人突破を記念し、相談センター利用客の体験談を基に、より良い相談サービスを提供するための「特許顧客相談センターを利用した国民の手記公募展」を行っており、充実した内容の手記については審査を経て表彰する計画である。

特許庁情報顧客支援局の局長は、「特許顧客の継続的な関心と支援に感謝し、今後も高品質の相談サービスを提供することで、国民の特許権獲得に役立つ特許顧客相談センターになるよう、継続的に努力したい」と明らかにした。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：ジェトロソウル事務所 知財チーム